

支給申請額

主たる事業

同年度中における短時間労働者の週所定労働時間延長コースの支給申請の有無

対象労働者

支給単価
人 × □中小企業 10万円
□大企業 7.5万円

四

様式第 7 号（別添様式 6）（第 2 面）

支給申請期間

短時間労働者の週所定労働時間延長コースを行った場合、対象労働者に当該延長の処遇適用後 6 か月分の賃金を支給した日の翌日から起算して 2 か月以内に申請してください。

記入上の注意

- この様式は、次の点に注意して記入してください。
- ①欄は対象労働者について記入してください。
 - ②欄は支給申請額およびそれに関係する事項等について記入してください。

添付書類

短時間労働者の週所定労働時間延長コースの支給申請を行う場合は、支給申請書（様式第 7 号）および本様式（別添様式 6）に、次の書類（原本または写し）を添付してください。

- イ 管轄労働局長の確認を受けたキャリアアップ計画書
- ロ 対象労働者の労働時間の延長前及び延長後の労働条件通知書または雇用契約書等（船員法第32条の規定により船員に対して明示しなければならない書面を含みます。）
- ハ 対象労働者の賃金台帳または船員法第58条の 2 に定める報酬支払簿（労働時間の延長前 6 か月分（労働時間延長の適用を受けた日の前日から 6 か月前の日までの賃金に係る分）及び延長後 6 か月分（当該適用を受けた日から 6 か月経過する日までの賃金に係る分）
- ニ 対象労働者のタイムカードまたは船員法第67条に定める記録簿等出勤状況が確認できる書類（労働時間の延長前 6 か月分及び延長後 6 か月分。）
- ホ 中小企業事業主である場合、中小企業事業主であることを確認できる書類
 - a 企業の資本の額又は出資の総額により中小企業事業主に該当する場合
登記事項証明書、資本の額又は出資の総額を記載した書類等
 - b 企業全体の常時使用する労働者の数により中小企業事業主に該当する場合
事業所確認表（様式第 8 号）

なお、中小企業の範囲は下表のとおりです。

小売業（飲食業を含む）	資本額又は出資額が5,000万円以下、又は常時雇用する労働者の数が50人以下		
サービス業	〃	5,000万円以下、又は	〃 100人以下
卸売業	〃	1億円以下、又は	〃 100人以下
その他	〃	3億円以下、又は	〃 300人以下

申請にあたっての留意点

助成金の受給に当たっては、リーフレット等に記載されているもののほか各種要件がありますので、不明な点は本支給申請前に労働局にお問い合わせください。